

みやざき社会貢献活動促進基本方針

～ わたしが主役 みんなで協働 元気な宮崎づくり ～

平成25年3月

宮 崎 県

目 次

第1章 策定にあたっての基本的な考え方	1
1 基本方針策定の趣旨.....	1
2 基本方針策定の背景.....	2
(1) 本格的な少子高齢化、人口減少時代の到来.....	2
(2) 地方分権の進展と国・地方を通じた厳しい財政状況.....	2
(3) 「新しい公共」の考え方の普及.....	2
(4) 新燃岳噴火災害、東日本大震災を契機とした意識の高まり.....	3
3 基本方針の対象と目的.....	4
(1) ボランティアとは.....	4
(2) NPO等とは.....	5
(3) 企業による社会貢献活動とは.....	7
(4) 協働とは.....	8
4 施策の推進について.....	10
5 基本方針の見直し.....	10
第2章 社会貢献活動を取り巻く現状と課題	11
1 ボランティア活動.....	11
2 NPO活動.....	16
3 協働.....	20
第3章 施策の展開方向	22
<ステージ1> 多様な社会貢献活動の促進.....	23
ステップ1 はじめの一步 ～県民のボランティア活動への参加促進～.....	23
1 活動に参加するきっかけづくり.....	23
(1) ボランティア活動に関する広報・啓発.....	23
(2) ボランティア活動を体験する機会の提供.....	23
(3) 多様な活動に関する情報提供の充実.....	24
2 参加を促進するための環境づくり.....	24
(1) 社会的理解を促進するための啓発.....	24
(2) ボランティア功労者の表彰.....	24
3 ボランティアセンター機能の充実・強化.....	24
(1) 住民主体のボランティアの育成・支援.....	25
(2) ボランティア・コーディネーターの養成及びスキルアップ.....	25
(3) 災害時におけるボランティア活動受入れ等の体制強化.....	25

ステップ2-1 仲間とともにステップアップ ～NPO活動の促進～	26
1 NPO活動に対する理解促進	26
(1) NPOに関する情報の発信	26
(2) NPOの組織、財務情報等の情報公開の促進	26
2 NPO活動促進のための支援	27
(1) NPO活動に資する情報提供の充実	27
(2) 相談体制の充実	27
(3) NPOの活動基盤の充実・強化	27
(4) 寄附文化の醸成	27
(5) 中間支援組織等の連携強化	27
ステップ2-2 公益法人、社会福祉法人、企業等による社会貢献活動の促進	28
1 企業等の社会貢献活動に関する情報発信	28
2 企業等の社会貢献活動に関する相談対応	28
<ステージ2> 多様な主体による協働の促進・定着	29
ステップ1 協働に対する意識の改革	29
1 行政の意識改革	29
(1) 庁内推進体制を活用した意識啓発	29
(2) 協働に関する研修の充実	29
(3) 協働に関する情報提供及び多様な主体との交流機会の提供	29
2 県民、NPO等、企業の意識改革	30
(1) 協働についての関心を喚起するための広報・啓発	30
(2) 協働に関する情報提供及び多様な主体との交流機会の提供	30
ステップ2 多様な主体間の協働の促進・定着	31
1 相互理解の促進	31
(1) 情報の共有化	31
(2) 多様な主体間の交流、意見交換の場の設定	31
(3) 多様な主体間の相互評価の仕組みづくり	31
2 多様な主体がつながる環境づくり	31
(1) 出会いの機会の創出による連携支援	31
(2) 中間支援組織によるコーディネート	32
(3) モデル的な協働事業の実践	32
参考資料	33
宮崎県総合計画（長期ビジョン）における基本方針の位置付け	33
策定経過	34

第1章 策定にあたっての基本的な考え方

1 基本方針策定の趣旨

宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」では、その基本目標を「未来を築く新しい『ゆたかさ』への挑戦」とし、その目指す将来像の一つとして、「地域や人のゆたかな絆の中で、みんなが持てる力を発揮し、生き生きと活動する社会」を掲げています。

都市化や核家族化などを背景に、地域の間人関係が希薄になったと言われていますが、将来にわたって安心して暮らせる元気な宮崎県にしていくためには、地域の中で豊かな人間関係“絆”を再構築し、一人ひとりが地域の課題に当事者として向き合っ解決に取り組んでいくことが必要です。また、ボランティアやNPO等、地域の企業などがそれぞれの立場で社会貢献活動に取り組み、行政（県や市町村をいう。）を含めたそれら多様な主体がアイデアやノウハウを持ち寄って協働することで、より効果的な課題解決が可能となり、本県の一層の活性化につながると考えられます。

このような観点から、ボランティアやNPO等、企業による社会貢献活動と、行政を含めた多様な主体の協働を促進するにあたって、中長期的に進める施策の方向性を示すため、宮崎県総合計画の部門別計画等として基本方針を策定するものです。

《キャッチフレーズ》

わたしが主役 みんなで協働 元気な宮崎づくり

わたしが主役

「あなた（＝他の誰か）」ではなく「わたし」が、無理のない範囲で、ボランティアや地域活動に参加する、寄附という形で活動を支援するなど、まずはやってみることが元気な宮崎づくりの第一歩です。

みんなで協働

一人又は1団体の力には限界があっても、それぞれの得意分野（アイデア、ノウハウ、技術、マンパワー、施設、資金等の資源）を持ち寄れば、思いもよらない相乗効果が生まれます。「協」力して「働」くことで課題解決の可能性が高くなるとともに、生まれたネットワークは将来の活動に向けての大きな財産になります。

元気な宮崎づくり

豊かな自然や環境に恵まれたふるさとで、みんなが力を発揮し、生涯を通して生き生きと心豊かに暮らせる活気のある社会を目指します。

2 基本方針策定の背景

(1) 本格的な少子高齢化、人口減少時代の到来

宮崎県は、全国平均より約5年早く高齢化が進んでおり、大学進学や就職などで若年層の人口流出が今と同じように続いていけば、人口構造はより大きく変わることになります。

【人口構造の変化により予想される影響】

- 人口減少～消費の減少や中山間地域の過疎化の進行など
- 労働力人口^(注1)の減少～経済活力の低下、県民所得の低下、生活困窮者の増加など
- 少子高齢化～高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加による家族や地域とのつながりの希薄化、社会的孤立化の進行、地域活力の低下など

このような状況においては、「自分がやらなくても、誰かがやってくれるだろう。」という意識では暮らしが成り立たなくなりますので、これからは、一人ひとりが当事者意識を持って、地域の課題に関心を持ち主体的に解決に取り組むことが重要になってきます。

(2) 地方分権の進展と国・地方を通じた厳しい財政状況

地方分権が進展し、地域の個性や独自性が重要視されるようになる中で、創意工夫による地域づくりを進めるために民間活力をいかすなど、行政と民間との役割分担や連携のあり方などを見直すことが求められています。

一方、国及び地方の財政は大変厳しい状況にあり、選択と集中による施策の実施が求められる中で、多様化、複雑化する県民ニーズに対して、行政だけできめ細かな公共サービスを提供することが困難になっています。

そこで、住民一人ひとりが地域の課題に関心を持ち地域運営に関わる、あるいは、NPOやボランティア団体など多様な主体が新たな公共サービスの担い手として活動することに大きな期待が寄せられています。

(3) 「新しい公共」の考え方の普及

「新しい公共」は、「官」だけではなく、市民^(注2)の参加と選択のもとで、NPOや企業等が、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力、防災等の身近な分野において、積極的に公共的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方です。一人ひとりが日常的な場面でお互いを気遣い、人の役に立ちたいという気持ちで、それぞれができることをすることが「新しい公共」の基本であり、「新しい公共」が目指す社会は、多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、市民、NPO、企業等により無駄のない形で提供され、また、一人ひとりの居場所と出番があり、人の役に立つことの喜び・幸せを大切にする社会です。

(注1) 【労働力人口】生産年齢人口（労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層）のうち、就業者と完全失業者（就業していないが、就職活動をしている失業者）の合計。

(注2) 【市民】自覚と責任のもとに社会に参画する「公民」。

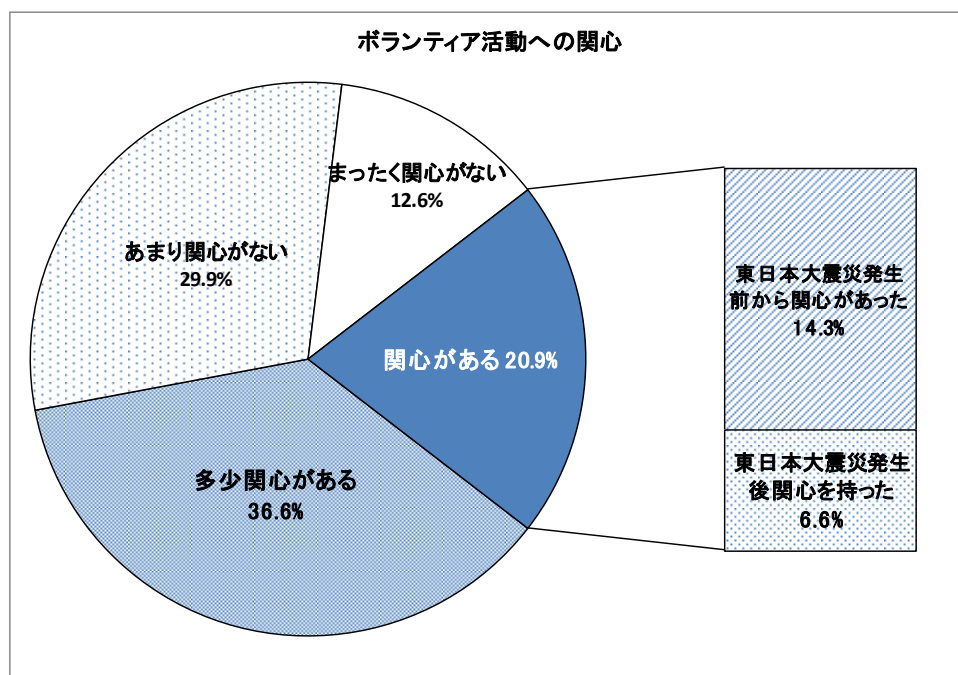
平成23年には、特定非営利活動促進法制定以来の抜本的な改正が行われ、併せて、寄附税制の見直しも行われました。寄附環境の改善を通じたNPO法人の基盤強化が意図されており、新しい公共の担い手となるNPOに期待を寄せる社会の気運が高まっています。

(4) 新燃岳噴火災害、東日本大震災を契機とした意識の高まり

災害時におけるボランティア活動は、阪神・淡路大震災（平成7年）以降必要不可欠なものとして広く認識されるようになりました。

本県では、平成23年1月に発生した新燃岳噴火災害において、災害ボランティアセンターが受け付けて降灰の除去作業等にあたったボランティアだけでも約3千人に上り、また、同年3月に発生した東日本大震災では、岩手・宮城・福島を合わせて116万人を超えるボランティアが活動しています（平成24年12月末現在）。

特に、東日本大震災でのボランティアの活躍は連日マスコミで報道され、内閣府の調査で東日本大震災発生後にボランティア活動に関心を持つようになった人も6.6%増えるなど、ボランティア活動に対する意識が高まっています。



資料：内閣府「市民の社会貢献意識に関する実態調査」（平成24年3月）

組織的な活動としては、NPOが避難所の運営支援や炊き出しをはじめ、被災者のメンタルケア等の専門的な支援活動、全国のネットワークをいかした支援活動を展開しており、NPOの強みである機動性、専門性、組織・ネットワーク力等の重要性が再認識されることとなりました。

また、建設業者や設備業者等による復旧・復興支援や義援金送付など企業による被災地支援も盛んに行われており、企業の社会貢献活動に対する意識が大きく高まる契機となりました。

さらに、全国の社会福祉協議会では、そのネットワークをいかして震災発生後直ちに応援態勢を組んで職員派遣を開始し、被災地の社会福祉協議会とともに災害ボランティアセンターの設置・運営等にあたりました。未曾有の災害に対応した経験は、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営と社会福祉協議会が果たす役割の重要性を再確認する契機となり、各地で災害時に備えたマニュアルの見直し等が行われています。

3 基本方針の対象と目的

この基本方針は、ボランティア、NPO等及び企業による社会貢献活動を対象とし、それらの活動の促進を図った上で、行政を含めた多様な主体間の協働を促進することを目的とします。

(1) ボランティアとは

個人の自由意思に基づき、その技能や時間等を進んで提供して他人や社会に貢献する活動であり、また、それを行う個人を指します。

ボランティア活動は、次の原則の下に行われ、社会貢献というよりも、自己実現、自己研さんによる満足感を得るという意味合いのほうが大きい活動です。自分の持っている潜在能力や日常生活の質を高め、さらには自分自身を生き生きと表現することを通じて、心豊かで、生きがいのある人生にしていこうという活動であり、その底流にあるのは「支え合いの心」と言えます。

① 自主性・主体性

他者からの強制や義務として行うのではなく、個人の自由意思で行う活動です。

② 社会性・公益性・連帯性

地域社会をより良くしていくために、支え合いの心で行う活動です。

③ 無償性・無給性

個人的な利益や報酬を第一の目的にせず、出会いや発見、感動や喜びといった精神的な満足感を得る活動です。ボランティアの負担を少しでも軽減するため、実費相当分（交通費、食事代等）が依頼者から支払われることもあります。これを受け取っても無償性の原則は崩れません。

一方で、無償の活動であるがために、依頼者側が負い目を感じたり、ボランティアの都合で来てもらえなかったりといった問題も生じ、近年では、低額の利用料を得て依頼者とボランティアの対等性を確保しつつボランティア（自発的）なサービスの確実性を保障する有償ボランティアや、介助した時間を貯蓄して将来必要となったときに利用できる時間預託制度なども出てきています。

④ 創造性・先駆性・開拓性

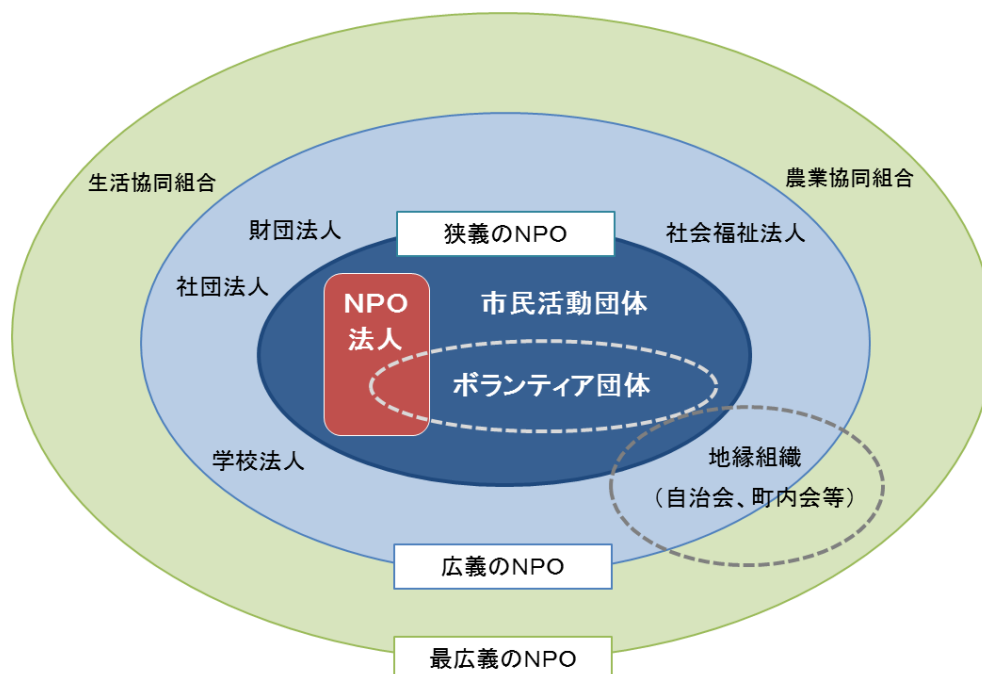
従来の考え方にとらわれることなく、自由な発想やアイデアを大切にしながら、方法や仕組みを考え、創り出すことができる活動です。

(2) NPO等とは

NPOは「Non Profit Organization」の略で、直訳すると「非営利組織」となりますが、一般には「民間非営利組織」と言っています。

「民間」とは、政府の支配に属さないこと、「非営利」とは、無償で事業活動を行うことではなく、利益を団体の構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること、「組織」とは、社会に対して責任ある体制で継続的に存在する人の集まりを意味します。

NPOの範囲は様々なとらえ方をされますが、この基本方針では、法人格を持つ特定非営利活動法人（NPO法人）及び法人格を持たないボランティア団体や市民活動団体を指すこととします（下図の狭義のNPO。以下「NPO」という。）。また、狭義のNPOに、公益法人、社会福祉法人等の公益団体のほか、自治会、町内会等の地縁組織、生活協同組合等の共益団体を含めて「NPO等」（最広義のNPO。以下「NPO等」という。）とします。



ア NPO（狭義のNPO）

NPOは、行政に求められる公平性や企業が持つ利潤追求という価値観にとらわれず、社会的課題に対して独自の目的のために活動することから、次のような特性があります。

① 先駆性

公的制度では対応が困難な新しい課題に対し、試験的で先駆的な取組を行うことができます。

（例）不登校児に社会性を身につけさせる自然学校を運営するNPO

② 柔軟性

制度的な枠組みにとらわれることなく、住民ニーズに柔軟に対応したサービスの提供を行うことができます。

(例) 子育て相談や子どもの一時預かりサービスを行うNPO

③ 機動性

制度的な枠組みにとらわれることなく、必要に応じて迅速に対応することができます。

(例) 災害ボランティア活動を行うNPO

④ 専門性

様々な知識、技能などの専門性や独自のネットワークをいかすことにより、特定分野において専門的な取組を行うことができます。

(例) 野生動植物の調査・研究を行うNPO

⑤ 地域性

地域の課題・特性に応じた活動を行政区画等にとらわれずに行うことができます。

(例) 地域の風土や文化資源をいかしたまちづくりを行うNPO

イ 公益法人^(注3)、社会福祉法人、地縁組織、共益団体等（最広義のNPO）

「新しい公共」の重要性はますます増大しており、その担い手である公益法人、社会福祉法人、地縁組織、共益団体等の役割が期待されています。

・ 公益法人、社会福祉法人等

平成18年に採択された公益法人制度改革関連法案の附帯決議では、行政改革を進める上で、「民間が担う公益」の重要性がますます増大すること、そしてその担い手である非営利法人の役割が今後の我が国の社会を活力あるものとするには不可欠であることがうたわれています。

公益社団・財団法人はもとより、一般社団・財団法人、社会福祉法人等を含めて、NPOや企業等と連携した社会貢献活動に期待がかかっています。

・ 学校

小・中学校では、子ども会や公民館活動、ボランティア活動等の地域活動への子どもたちの積極的な参画を図っており、高等学校や大学・短大・専門学校等では、それぞれの特長をいかした学生ボランティア団体が多数活動しています。

また、大学としても、大学の教育・研究の成果を活用し、市町村、教育委員会、学校、農業協同組合等と連携して地域住民向けの公開講座を開催するなど、生涯学習活動等を通じた地域社会との連携・交流を図っています。

(注3)【公益法人】公益法人制度改革により、従来の社団法人・財団法人は、平成25年12月1日以降に、公益性の有無に関わらず登記のみで設立可能な一般社団・財団法人と、公益性の認定を受けた公益社団・財団法人の2つに移行することになる。いずれも非営利組織（剰余金の分配を目的としない組織）であるが、公益法人と名乗れるのは公益社団・財団法人のみとなる。

- 自治会、町内会等の地縁組織
地域における公益サービスの一部を担っている自治会、町内会等の地縁組織は、高齢者や子どもの見守りなど地域住民の生活を支える重要な役割を果たしています。
また、老人クラブや地域婦人会等においても、子どもの見守り・交通安全活動や子育て支援等の地域に溶け込んだ活動を行っています。
そのほか、地域住民や自治会・PTAなど様々なメンバーからなる地域まちづくり協議会等において、環境美化やふれあいサロンの運営等まちづくりを実践する動きもあります。
- 生活協同組合、農業協同組合等の共益団体
生活協同組合、農業協同組合等は出資者の共益を主目的とした団体ですが、学校と連携した食農教育やスポーツイベントの協賛など社会貢献活動にも取り組んでいます。

(3) 企業による社会貢献活動とは

NPOが社会的な使命を達成することを目的とした組織であるのに対し、企業は利益を得て配当することを目的とする営利組織です。

しかしながら、企業が企業価値を創造するには、地域社会にその存在を受け入れてもらうだけではなく、地域社会から積極的な支持を受ける必要があります。企業の社会的評価とは、自社の製品やサービスだけではなく、地域社会との交流からも生まれてくるものであり、事業のプロセスにおいて、自社が地域社会の様々な資源を活用するとともに、地域社会に自社の経営資源を活用してもらう、互恵的な関係を築くことがCSR^(注4)につながります。

最近では、CSRの一部としての社会貢献活動に取り組む企業も多くなっており、企業による社会貢献活動の例としては、イベントへの寄附や協賛、植林・緑化活動のほか、売上げの一部を社会貢献活動に寄附する（売上げの一部が寄附になる仕組みをつくる）ことや、社員のボランティア活動を支援している（休暇付与、勤務扱い等）、NPO等の非営利活動団体の事業に具体的な協力をしているなどが挙げられます。

(注4)【CSR】企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)。企業が、本業に専念するだけでなく、本業以外の領域でも、社会に対して何らかの貢献や責任を果たしてほしい、という考え方。

(4) 協働とは

この基本方針では、協働の定義を「県民、NPO等、社会貢献活動を行う企業や行政といった多様な主体が、それぞれの主体性、自発性のもとに、お互いの立場や特性を認識・尊重しながら、共通の公共的目的を達成するために協力・協調すること」とします。

ア 協働の意義

基本方針策定の背景でも述べたように、国及び地方の財政は大変厳しい状況にあり、選択と集中による施策の実施が求められる中で、多様化、複雑化する県民ニーズに対して、行政だけできめ細かな公共サービスを提供することが困難になっています。

また、地域の課題を解決するため、社会的使命を持ち、県民が主体となって継続的な活動を行うNPOは、単に公共サービスの隙間を埋めるだけではなく、公共サービスの積極的な担い手として活躍の場を広げているとともに、社会貢献活動に取り組む企業も多くなってきました。

このような中で、多様な主体が持つアイデア、ノウハウ、技術、マンパワー、施設、資金等の資源が有機的に結びつくことによって、より効果的、効率的な課題解決が可能になることに協働の意義があります。

イ 協働の効果・メリット

- ① 県民にとっては、多様できめ細かなサービスを享受できるとともに、協働事業を通して自らも公共に参加しやすくなります。
- ② NPO等にとっては、社会的信用が高まるとともに活動の機会や幅が広がり、団体の社会的使命（ミッション）が達成しやすくなります。
- ③ 企業にとっては、より効果的な社会貢献活動が可能になることで社会的評価が高まるほか、社員の士気が高まるとともに、多様な関係者をつながることによって事業機会を広げることになり、経営面でもプラスの効果が期待できます。
- ④ 行政にとっては、公平性・平等性を基本とする行政が単独できめ細かに対応することが困難なニーズに対して、柔軟、機動的な公共サービスの提供が可能になります。

ウ 協働の基本原則

① 目的共有の原則

協働を円滑に進めるためには、協働事業を実施するにあたっての課題をお互いに認識し、目的を共有することが必要です。

② 相互理解の原則

お互いの立場、特性を理解し、尊重するよう努めることが必要です。

③ 対等の原則

お互いに対等なパートナーであるとの認識に立つことが必要です。

④ 自主性、自立性尊重の原則

民間の社会貢献活動は、団体が自らの責任において決定し、行う自主的な活動であるため、その特性が十分にいかされるように、その自立性を尊重することが必要です。

⑤ 役割分担と責任分担の明確化の原則

あらかじめ適切な役割分担を行い、役割に応じて責任を分担することを事前協議で明確にしておくことが必要です。

⑥ 機会の平等の原則

協働を希望する民間団体にとって、協働する機会が平等に開かれていることが必要です。

⑦ 時限性の原則

特定の主体同士が相互に依存する関係に陥らないように、協働事業の終了時期を明確にし、お互いに確認しておくことが必要です。

⑧ 情報公開の原則

協働する団体の選定基準や協働事業のプロセス、成果等に関する情報を公表するなど透明性を確保することが必要です。

エ 協働の形態**① 政策提言**

政策を企画・立案するにあたって、審議会、協議会等に他の団体のメンバーが委員として参画するなどして、提案や意見を出すことです。

② 共催

共に主催者となって、一つの事業を行うことです。

③ 実行委員会、協議会等

NPO等、企業、行政等で構成された実行委員会、協議会等が主催者となって事業を行うことです。

④ 事業協力

それぞれの主催事業に協力して、それぞれの特性をいかす役割分担により、一定期間、継続的に事業を実施することです。

⑤ 委託

本来直営で行うべき事業について、相手方の専門性などをいかして効果を高めるために事業の実施を依頼することです。

⑥ 補助・助成

相手方が主体的に行う公益性の高い事業に対して、その事業を育成し、充実させるために金銭的な給付を行うことです。

⑦ 後援

相手方が主催する事業に対して後ろ盾となり、資金や名義提供等の便宜を図ることによって、事業の信頼性を高め、円滑な実施を支援することです。

⑧ 情報提供・情報交換

双方が持っている情報等を相互に提供・共有し、活用し合うことです。

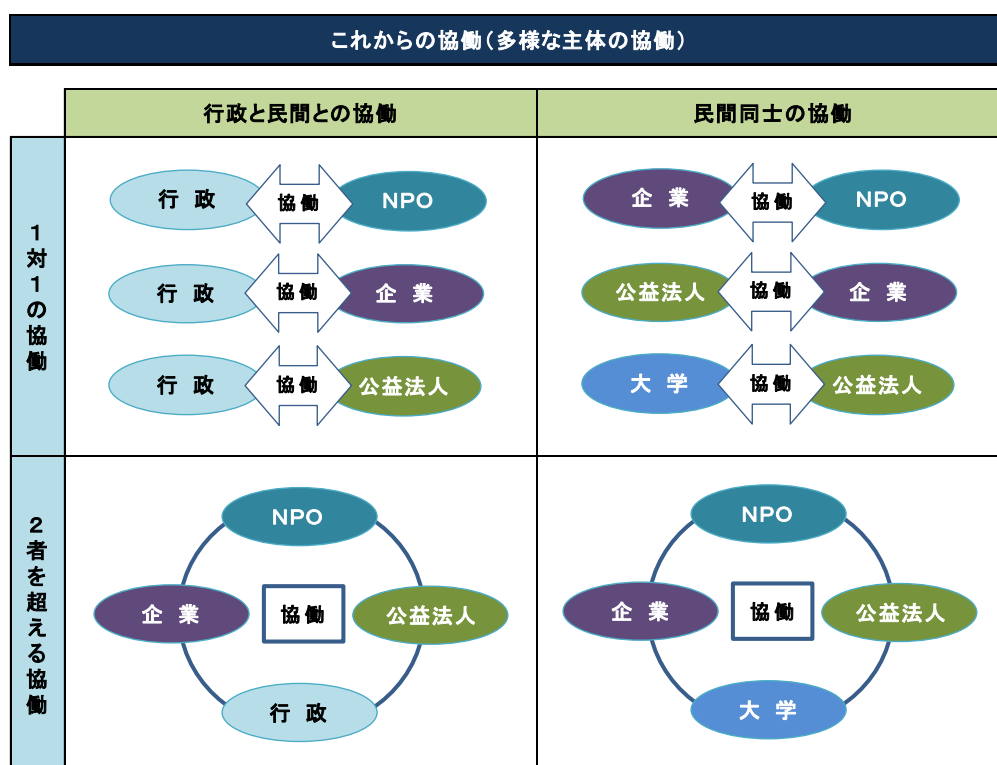
⑨ 財産の提供・貸与

公益性の高い活動に対して、空き施設や活動に必要な物品等を貸与するなどの支援を行うことです。

オ 多様な主体の協働のイメージ

これまでは行政とNPOとの協働が中心でしたが、これからは行政と企業、行政と公益法人という行政が協働の相手としてあまり想定していなかった団体との協働や、行政、企業、NPO、公益法人という異なる複数のセクター間の協働も考えられます。

また、行政が入らない民間同士の協働（1対1又は複数セクター間）も想定されます。



4 施策の推進について

ボランティア活動の促進については宮崎県ボランティアセンター（宮崎県社会福祉協議会）と、NPO活動の促進については各地の中間支援組織^(注5)や市民活動支援センターと、協働の促進については市町村をはじめ多様な主体と連携しながら、この基本方針に基づく具体的な施策を推進していきます。

5 基本方針の見直し

この基本方針は、宮崎県総合計画の見直しや今後の社会貢献活動を取り巻く情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直すこととします。

(注5) 【中間支援組織】市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルティング、情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織のこと。

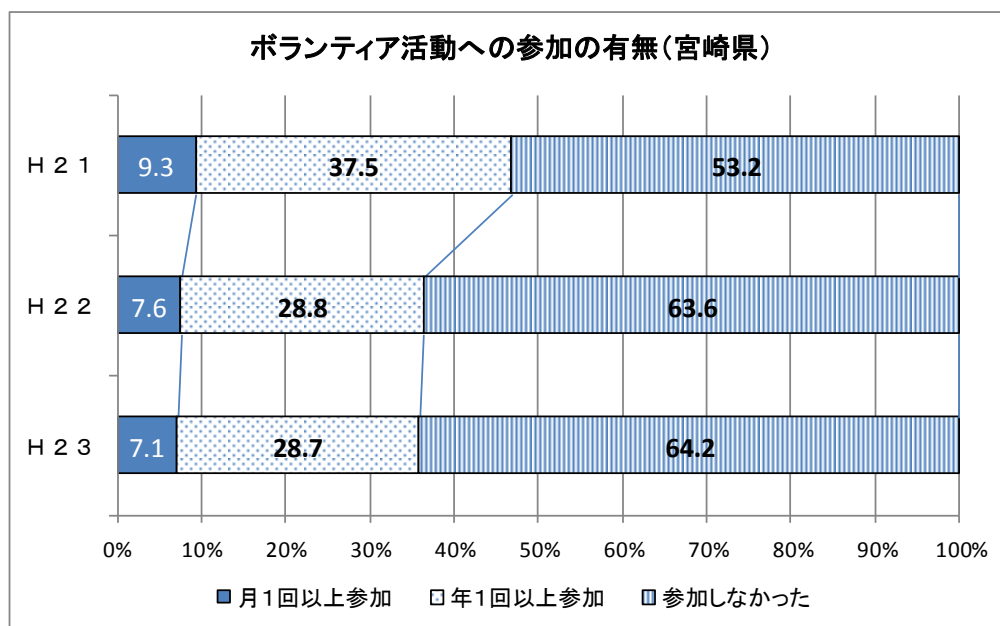
第2章 社会貢献活動を取り巻く現状と課題

1 ボランティア活動

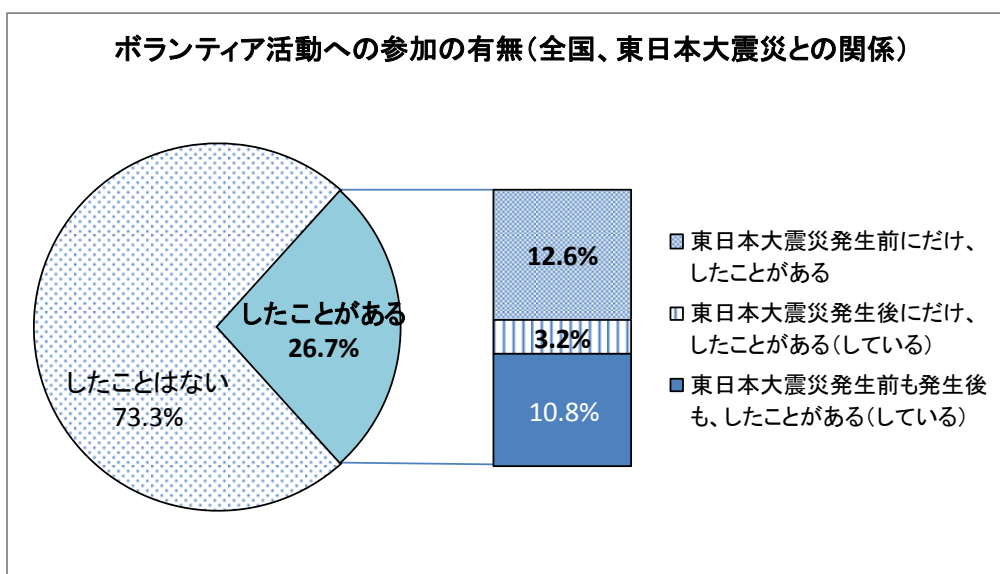
(1) 現状

① ボランティア活動への参加の有無

ボランティア活動に「参加した」県民の割合は、平成23年度で35.8%と過去2年減少していますが、全国（26.7%）に比べると高い割合になっています。



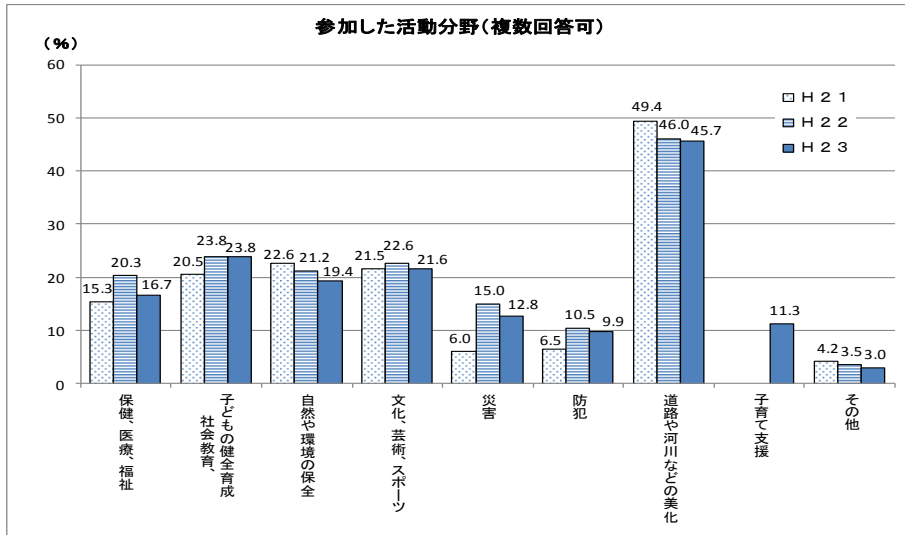
資料：宮崎県「宮崎県県民意識調査」



資料：内閣府「市民の社会貢献意識に関する実態調査」(平成24年3月)

② 参加した活動分野

参加した活動で多いのは、「道路や河川などの美化に関する活動」(45.7%)、「社会教育、子どもの健全育成に関する活動」(23.8%)、「文化、芸術、スポーツに関する活動」(21.6%)となっています。また、「災害に関する活動」は、平成21年度調査で6.0%だったのに対し、平成22年度は15.0%、平成23年度は12.8%と大幅に増えており、新燃岳噴火災害等の影響ではないかと考えられます。

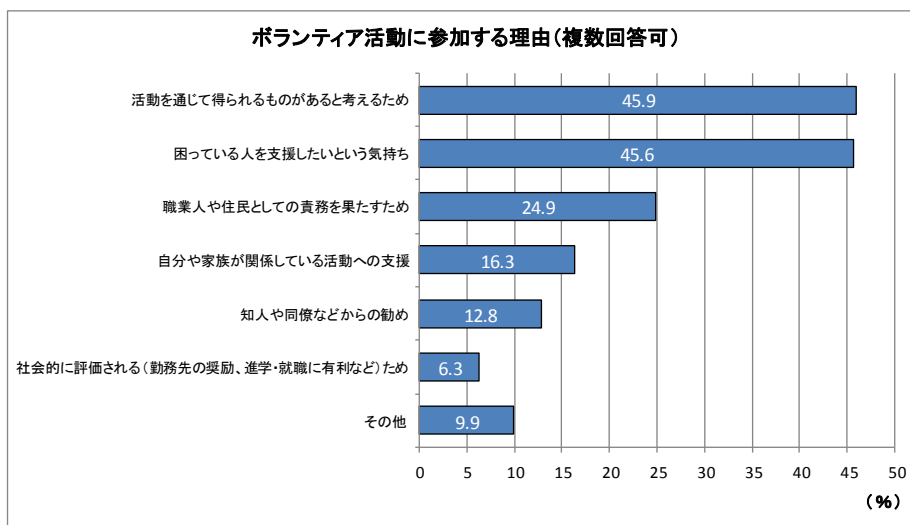


資料：宮崎県「宮崎県県民意識調査」

③ ボランティア活動に参加する理由

内閣府の調査では、「活動を通じて得られるものがあると考えするため」(45.9%)や「困っている人を支援したいという気持ち」(45.6%)が半数近くを占め、一方で、「社会的に評価される(勤務先の奨励、進学・就職に有利など)ため」(6.3%)は低くなっています。

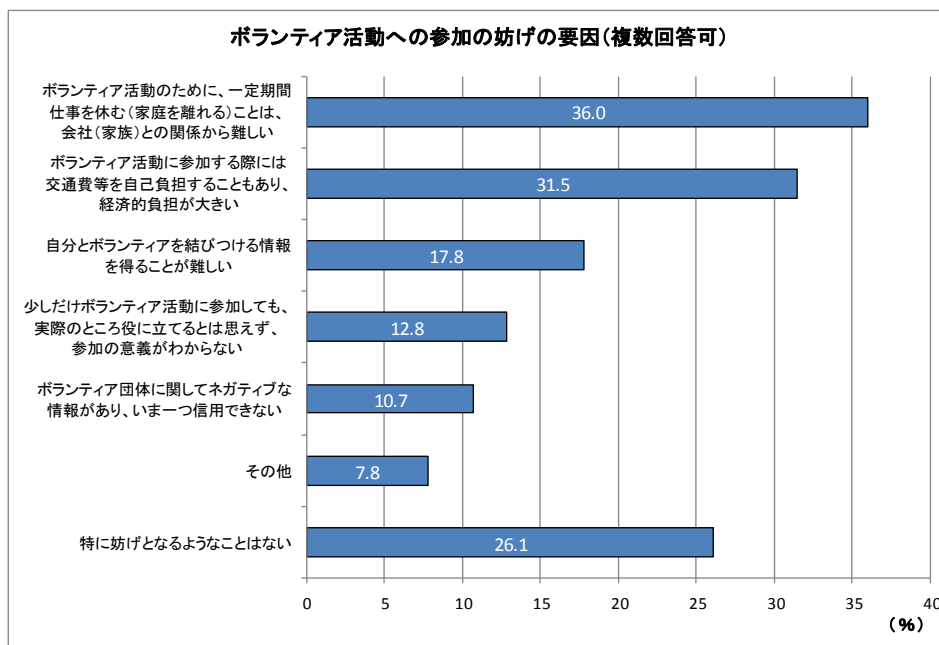
社会的な評価より、自己実現、自己研さんによる精神的な満足を得るためにボランティア活動を行っていることが分かります。



資料：内閣府「市民の社会貢献意識に関する実態調査」(平成24年3月)

④ ボランティア活動への参加の妨げの要因

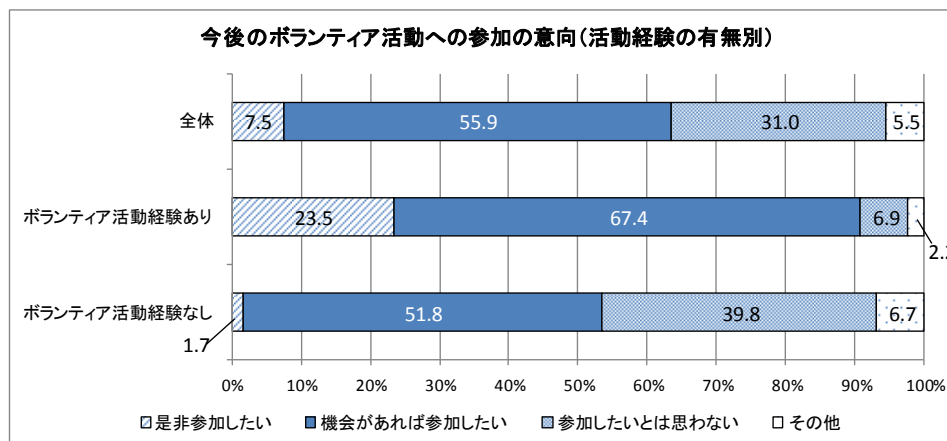
「ボランティア活動のために、一定期間仕事を休む(家庭を離れる)ことは、会社(家族)との関係から難しい」(36.0%)が最も高い割合を占め、次いで、「ボランティア活動に参加する際には交通費等を自己負担することもあり、経済的負担が大きい」(31.5%)が続いています。



資料：内閣府「市民の社会貢献意識に関する実態調査」(平成24年3月)

⑤ 今後のボランティア活動への参加の意向

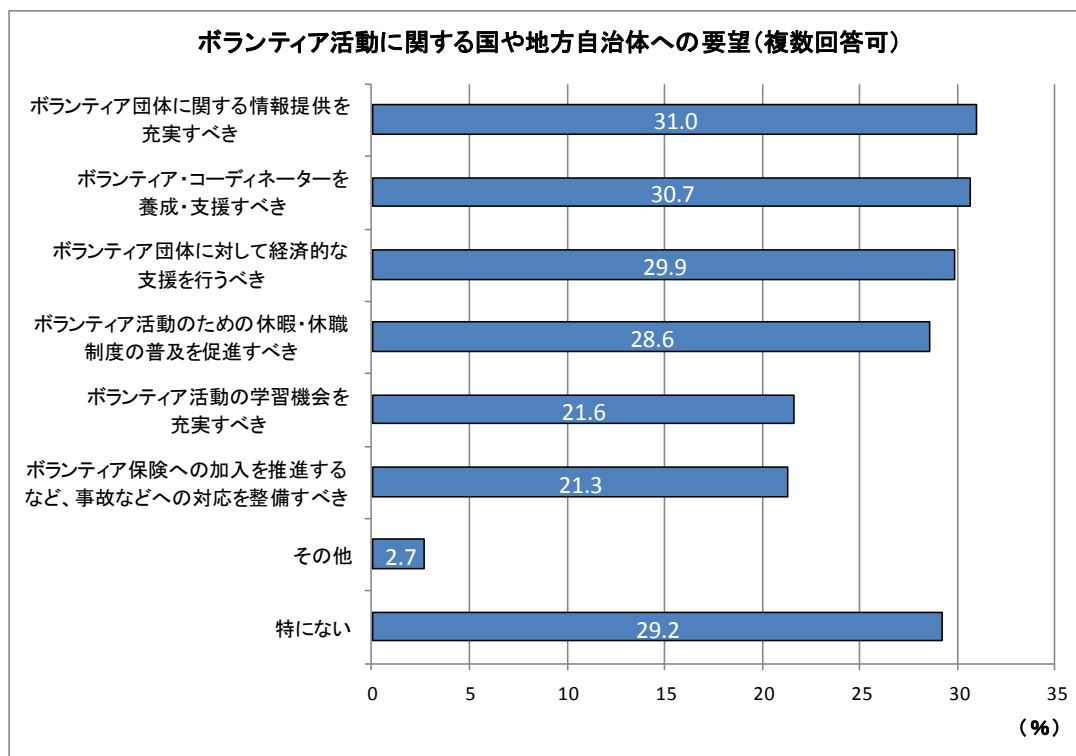
「是非参加したい」、「機会があれば参加したい」が、合計で63.4%を占め、「参加したいと思わない」という人は31.0%となっています。また、ボランティア活動経験の有無との関係进行分析すると、ボランティア活動をしたことがある人では、約9割の人が参加意向を示しているのに対し、ボランティア活動をしたことがない人では、今後の参加意向の割合は53.5%となっており、一旦、活動に参加した人は、活動を継続することが予想されますが、「したことはない」人にとっては、ボランティア活動に参加することはハードルが高いようです。



資料：内閣府「市民の社会貢献意識に関する実態調査」(平成24年3月)

⑥ ボランティア活動に関する国や地方自治体への要望

「ボランティア団体に関する情報提供を充実すべき」が31.0%と最も多く、次いで「ボランティア・コーディネーターを養成・支援すべき」(30.7%)、「ボランティア団体に対して経済的な支援を行うべき」(29.9%)となっています。



資料：内閣府「市民の社会貢献意識に関する実態調査」(平成24年3月)

⑦ 本県におけるボランティア活動促進の状況

昭和50年に、宮崎県社会福祉協議会内に「社会奉仕活動指導センター」が設置され、地域住民による社会奉仕活動促進の取組が始まりました。その後、平成6年には「宮崎県ボランティアセンター」に名称が変更され、県民の誰もが気軽にボランティア活動に参加し、地域に密着した活動を展開するため、拠点整備や活動支援、人材育成、広報・啓発等のボランティア活動促進・振興の取組が行われています。

一方、市町村では、昭和60年代に入り、県民のボランティア活動への関心が徐々に高まりを見せ始め、身近なところで気軽に活動への相談や情報提供を受けることができる市町村単位のボランティア活動促進拠点の設置の必要性が高まってきました。その後、平成5年までに11市町村で、平成7年までに17市町村で、そして現在では26市町村すべてに40のボランティアセンターが設置され、ボランティア登録・あっせん、活動相談、講座、情報誌の発行など、市町村単位のボランティア活動促進の拠点となっています。

県では、平成8年に「みやざきボランティア活動促進基本方針」を策定し、県民の誰もが、いつでも、どこでも、気軽に、ボランティア活動に参加し、活動を継続できる支援システムを構築するための基本的な方向付けを行いました。

また、同年、当該基本方針に沿った活動促進のための基盤整備の一つとして、県の出捐により県社会福祉協議会内に「宮崎県ボランティア基金」を設置し、以降、基金を活用したボランティア活動促進・振興の取組が行われています。

(2) 課題

東日本大震災等の影響により、ボランティア活動に対する関心が高まっている一方で、一定期間仕事を休む（家庭を離れる）ことへの抵抗感や経済的負担が参加を妨げる要因になっています。このことから、ボランティア活動に対する職場等の理解促進や休暇制度の整備等の課題が見えてきます。

また、ボランティア活動経験がある人の9割が今後も参加したいとの意向を持つことから、活動経験のない人に対して活動のきっかけを提供し、活動継続につなげることが重要となっています。

さらに、行政への要望から、ボランティアセンターの認知度向上も含めた情報提供の充実やボランティア・コーディネーターの養成、コーディネート力の向上等が課題となっています。

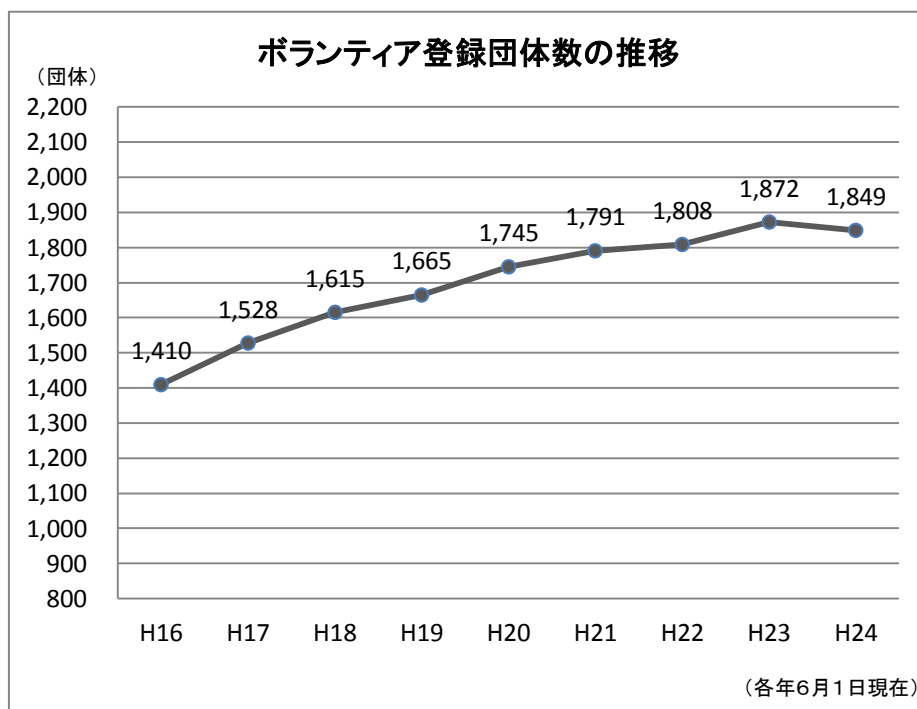
ボランティア活動の促進に取り組む上での最大の課題は、自発性に基づく行為である活動をいかにしてその自主性、自発性を最大限に尊重しながら促進を図っていくかということであり、そのために行政が取り組むべきことは、上記の課題を踏まえた広報・啓発と条件整備を含めたボランティア活動に取り組みやすい環境づくりと考えられます。また、近年特に重要視されている災害時のボランティア活動の体制強化にも重点的に取り組む必要があります。

2 NPO活動

(1) 現状

ア ボランティア団体

市町村ボランティアセンターに登録しているボランティア団体数は、平成22年以降1,800団体を上回る数で推移しています。

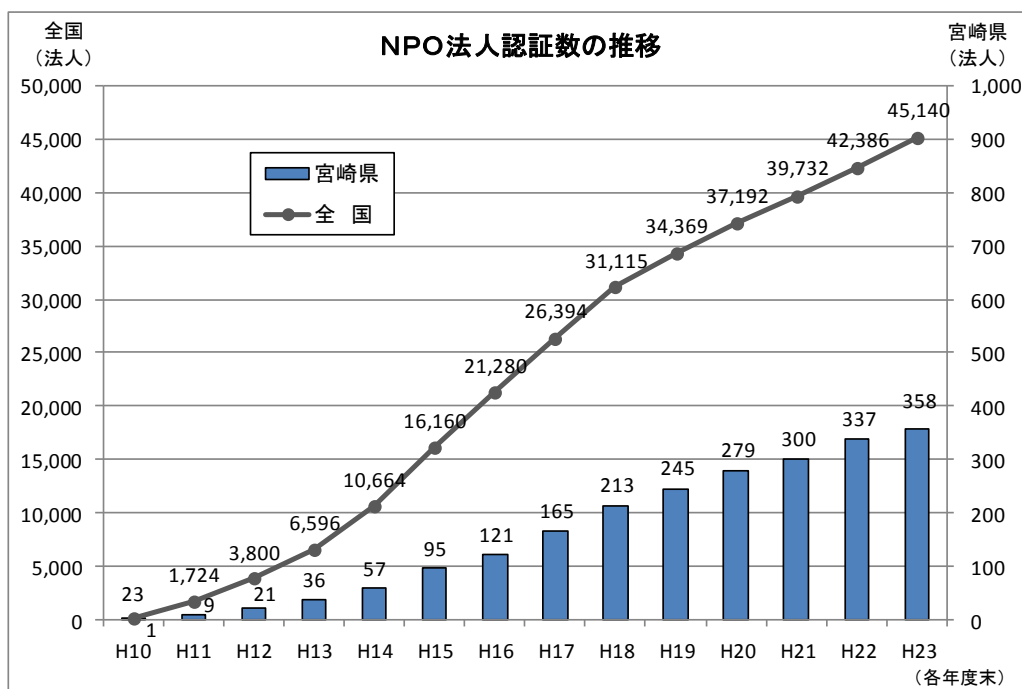


資料：宮崎県社会福祉協議会

イ NPO法人

① 認証数

本県のNPO法人数は、年々増加し、平成23年度末現在で358法人となっています。そのうち、認定NPO法人はわずか1法人となっています（平成24年4月1日現在、全国では248法人）。

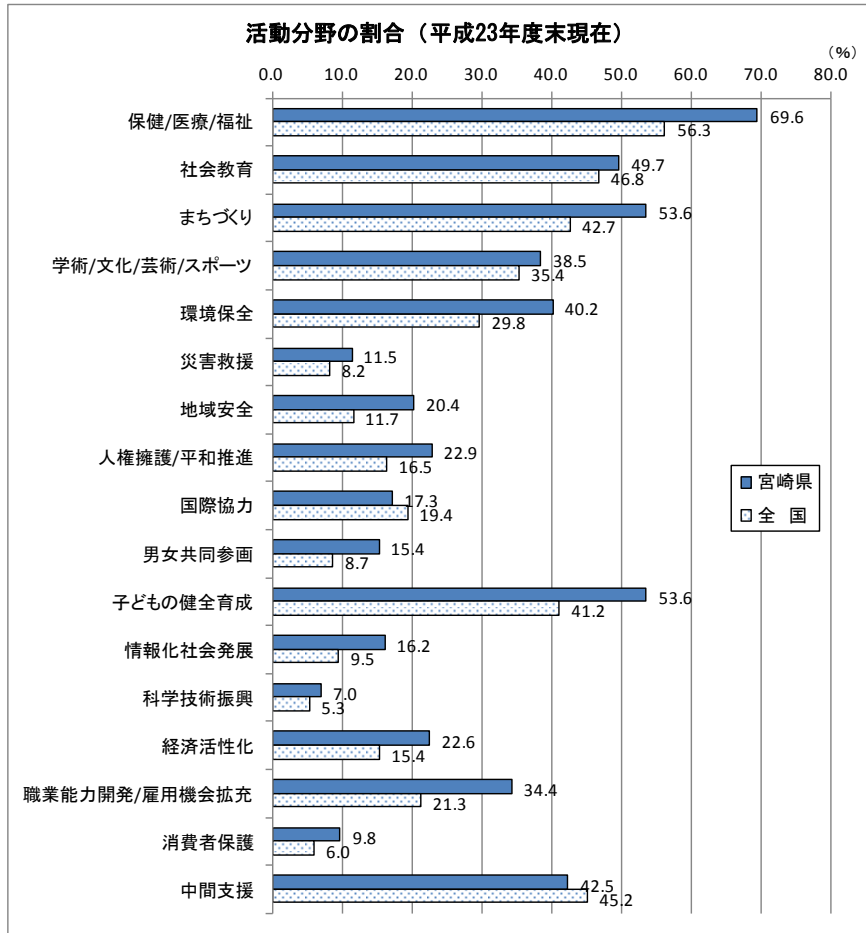


資料：内閣府、宮崎県

② 活動分野

本県のNPO法人の活動分野の割合は、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が69.6%で最も高く、次いで「まちづくりの推進を図る活動」と「子どもの健全育成を図る活動」が53.6%となっています（活動分野は複数選択可）。

全国と比較すると、本県では「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」（宮崎県69.6%、全国56.3%）や「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」（宮崎県34.4%、全国21.3%）などの割合が高くなっています。

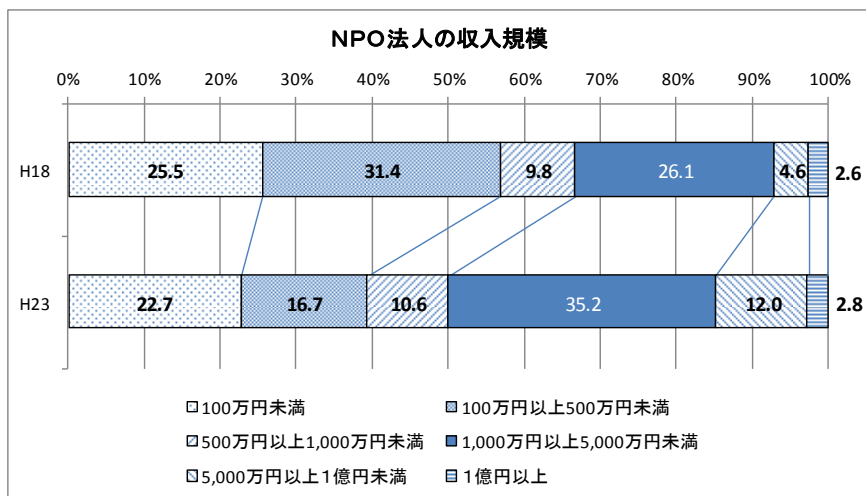


資料：内閣府、宮崎県

③ 収入規模

収入規模を金額区分で見ると、「1,000万円以上5,000万円未満」の法人が35.2%と最も多くなっています。一方で、「100万円未満」の法人が22.7%、「1億円以上」の法人が2.8%となっており、収入規模に相当な差があることが分かります。

また、5年前と比べると、「1,000万円以上5,000万円未満」、「5,000万円以上1億円未満」の収入規模の大きい法人の割合が増えています。

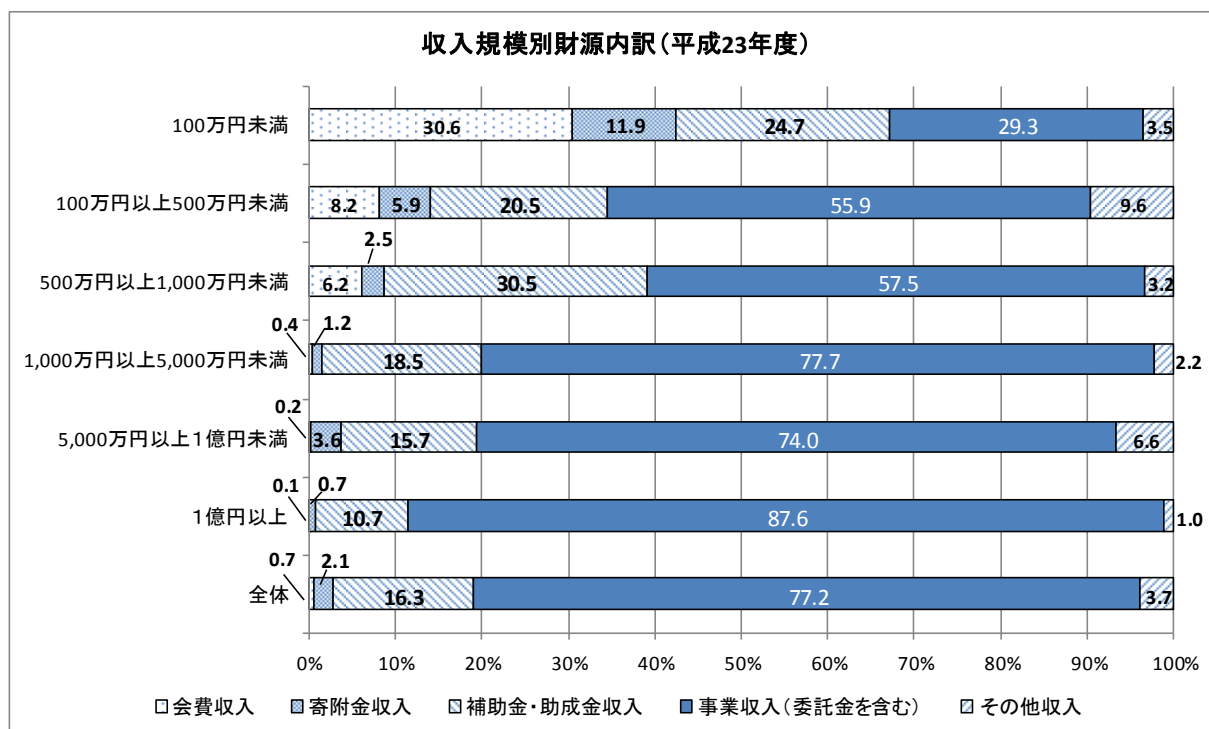


資料：宮崎県（平成18年度は153法人、平成23年度は216法人の事業報告書を集計したもの）

④ 収入の財源別割合

収入の財源別内訳を見ると、全体では、収入の77.2%を「事業収入」が占め、次いで、「補助・助成金」(16.3%)となっており、「寄附金収入」、「会費収入」はそれぞれ2.1%、0.7%と低い割合になっています。また、全体のほぼ半数(49.1%)のNPO法人が、寄附金収入0となっています。

収入規模別に見ると、収入規模が大きいNPO法人ほど事業収入の割合が高く、小規模なNPO法人ほど会費・寄附金収入の割合が高い傾向にあります。



(2) 課題

5年前と比較して収入規模が大きいNPO法人が増えたとはいえ、500万円未満が約4割を占めるとともに、収入の内訳については、寄附金収入、会費収入の割合が少ないことから、これらの収入を増加させるなど、財政・運営基盤の充実・強化を図る必要があります。

それぞれの団体の活動を活性化させることで、より高いミッション(使命)を目的とするようになり、自らの不足する資源(人、モノ、資金、ノウハウ、情報等)を求め、協働が促進されると考えられます。

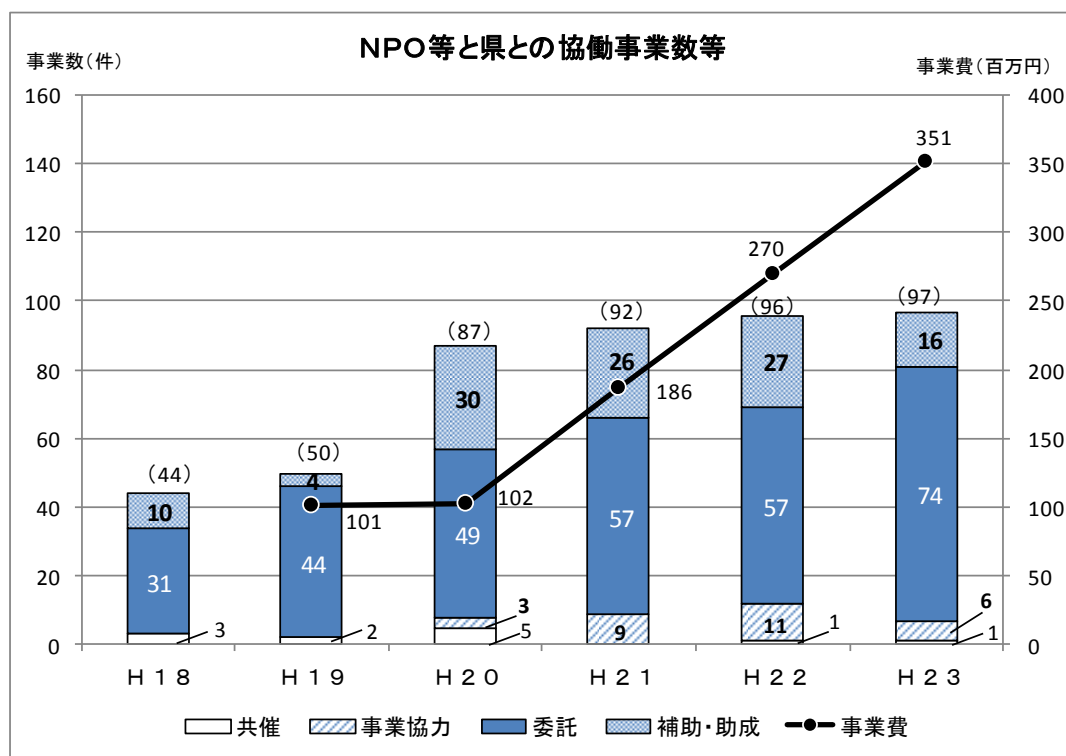
3 協働

(1) 現状

ア NPO等と県との協働事業数等

NPO等と県との協働事業^(注6)（共催、事業協力、委託、補助・助成の4形態）の件数は、毎年度増加しており、平成23年度は97件と5年前（平成18年度、44件）の2.2倍になっています。また、平成23年度の協働事業の事業費合計は3億5千万円を超えており、平成20年度（1億円）の3.5倍に増加しています。

平成23年度の協働事業を形態別に見ると、「委託」が76.3%（74件）と最も多く、次いで「補助・助成」が16.5%（16件）、「事業協力」が6.2%（6件）となっています。

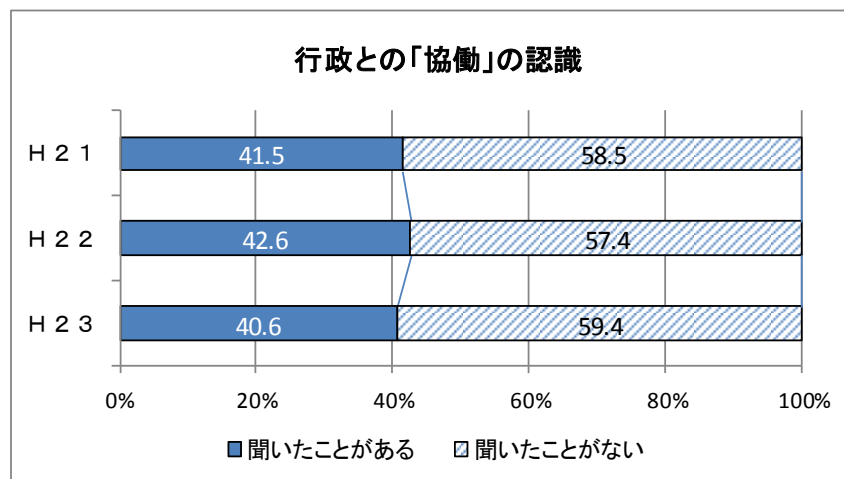


資料：宮崎県

イ 県民の意識

NPO等と県との協働事業数が増加している一方で、行政との「協働」という言葉を聞いたことがある県民の割合は平成23年の調査で40.6%と、まだまだ県民に浸透していない状況にあります。

(注6) 【協働事業】公共土木事業の工事委託や単なる補助金のように、県が、契約や申請どおりに行われているかを監督・検査するだけでなく、役割と責任を分担して対等の立場で協力して進める事業。



資料：宮崎県「宮崎県県民意識調査」

(2) 課題

協働を進める上での課題は、①協働を進めていこうという意識形成、②多様な主体を協働へ結びつける仕組みづくりと考えられます。

① 協働を進めていこうという意識形成

県の総合計画において「対話と協働」を基本姿勢の一つとして推進している中であって、「協働」の言葉を認識している県民は4割程度という状況であり、本県に協働を広く普及させるためには、県民の協働に対する理解や意識を高めることが必要です。

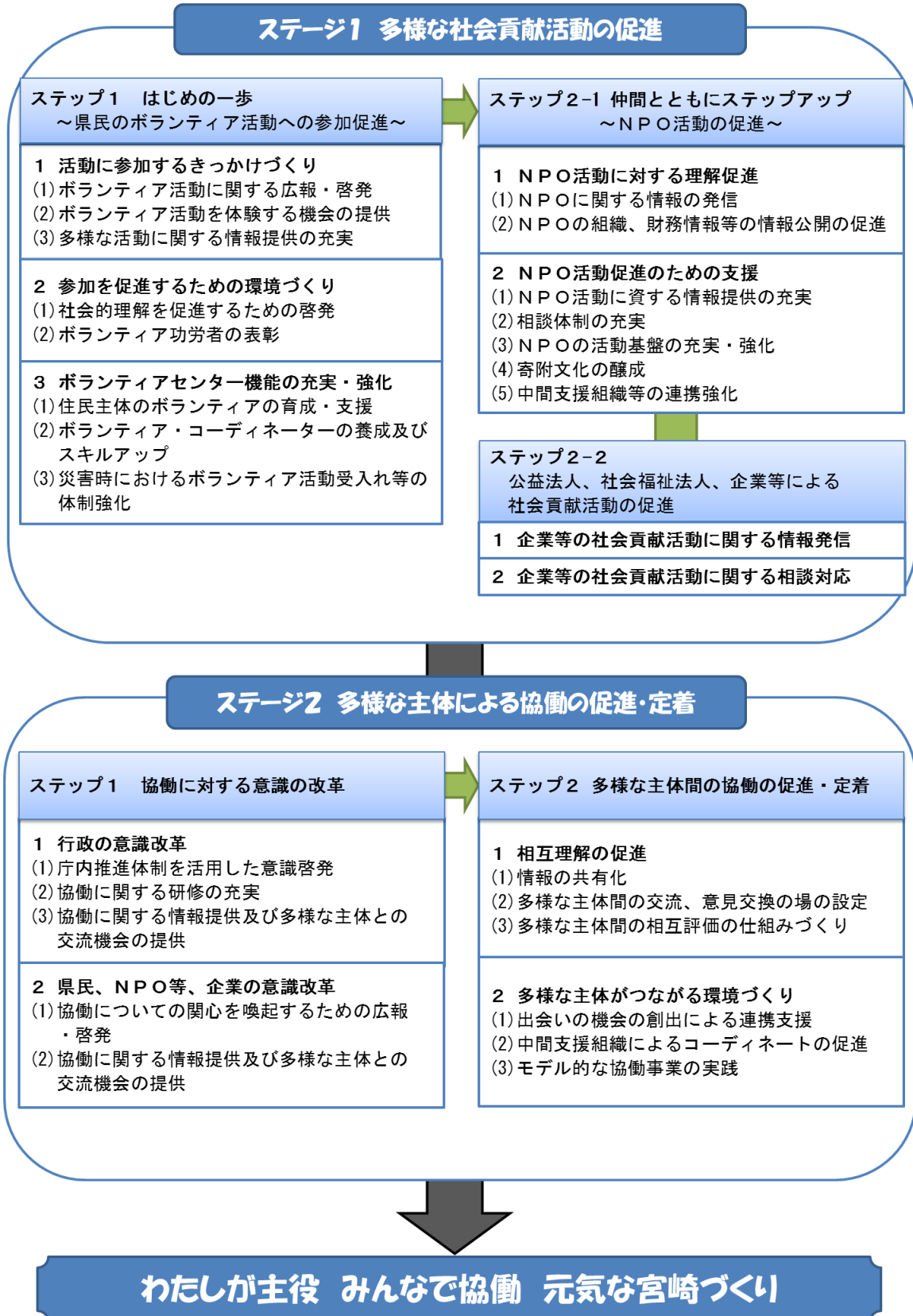
② 多様な主体を協働へ結びつける仕組みづくり

NPO等や企業、行政は、それぞれ考え方や価値観が異なるため、いきなり協働しようとしても、なかなかうまくいかないことが多くあります。

このため、多様な主体同士が交流し、相互理解を深めることや、異種の団体同士を結びつけるコーディネート等協働を誘発する仕組みが必要となります。

第3章 施策の展開方向

社会貢献活動は、個人又は団体の自由意思に基づいて行われる活動であることから、その自主性・主体性が損なわれないように配慮した上で促進を図ることを基本理念として、施策の展開を図ります。



ステージ1 多様な社会貢献活動の促進

ステップ1 はじめの一步 ～ 県民のボランティア活動への参加促進 ～

社会貢献活動は、誰かの役に立ちたいという個人の気持ちから始まります。

社会貢献活動と意識しなくても、多くの人々が自治会活動など地域での様々な活動や困りごとの解決に協力して取り組んでいます。東日本大震災の影響でボランティアに対する関心は高まっており、機会があればボランティア活動に参加してみたいという方もたくさんいらっしゃいます。

そこで、その気持ちを大切にしながら、気軽に参加でき、継続していけるように、活動参加のきっかけづくりや参加を促進するための環境づくりを行うとともに、活動促進の中心的な役割を担うボランティアセンターの機能の充実・強化に取り組み、多様なボランティア活動の促進を図ります。

1 活動に参加するきっかけづくり

まずは「知ってもらう」、次に「体験してもらう」、そして「自分に合った活動を見つけ、続けてもらう」という支援システムの構築に取り組みます。

(1) ボランティア活動に関する広報・啓発

ボランティア活動について県民に「知ってもらう」ために、ボランティア活動促進の拠点となるボランティアセンターの周知に努めるとともに、マスメディア等を活用し、多くの県民の目に触れるような効果的な広報・啓発に取り組みます。

(2) ボランティア活動を体験する機会の提供

興味を持った県民にボランティア活動を「体験してもらう」ために、みやざきボランティア体験月間^(注7)等を活用した体験プログラムの提供を行うとともに、プログラム内容の充実を図ります。

(注7)【みやざきボランティア体験月間】宮崎県社会福祉協議会では、平成8年から、毎年7月から9月までの3か月間を「みやざきボランティア体験月間」と位置付け、市町村社会福祉協議会（ボランティアセンター）の協力のもと福祉、自然・環境、防災・安全等様々な分野のボランティア体験プログラムを提供して、県民のボランティア活動への参加を応援している。

(3) 多様な活動に関する情報提供の充実

体験してみて参加意欲を持った県民に「自分に合った活動を見つけ、続けてもらう」ために、ライフステージに応じた活動の提案、専門的知識やノウハウをいかしたボランティア(プロボノ^(注8))、気軽に取り組めるボランティア(ちょボラ^(注9))等、多様なボランティア活動に関する情報提供に取り組みます。

2 参加を促進するための環境づくり

気兼ねなく気楽にボランティア活動に参加できるような環境づくりに取り組みます。

(1) 社会的理解を促進するための啓発

ボランティア活動の社会的意義や必要性についての理解を深め、家庭や学校、職場における参加しやすい環境づくりに努めます。

特に、企業に対して、従業員等が気軽に活動に参加できるようボランティア休暇制度の導入など職場環境の整備について働きかけを行います。また、豊富な知識や経験、技術を持った人材である団塊世代^(注10)の退職に合わせ、ボランティア活動参加促進の啓発に取り組みます。

(2) ボランティア功労者の表彰

功労に見合う評価を行い他の模範として称えることによって、被表彰者のさらなる活躍を期すとともに、社会的な関心を高めるため、ボランティア功労者表彰を実施します。

3 ボランティアセンター機能の充実・強化

ボランティア活動を促進する地域の拠点となる市町村ボランティアセンター(市町村社会福祉協議会設置)と、その中核機関となる県ボランティアセンター(県社会福祉協議会設置)について、相談、登録・あっせん機能、研修機能、支援機能等の充実に取り組みます。

(注8)【プロボノ】各分野の専門家が、職業上持っている知識・スキルや経験をいかして社会貢献するボランティア活動全般のことをいう。語源は、Pro Bono Publico(公共善のために)というラテン語。

(注9)【ちょボラ】「ちょっとしたボランティア」の略。

(注10)【団塊世代】1947年から1949年に生まれた世代を指す。定年延長や再雇用制度により60歳を過ぎても勤労者として労働力を支えていたこの世代の人々も、2012年から2014年に65歳を迎え、地域社会の一員として新たなステージを迎える。

(1) 住民主体のボランティアの育成・支援

地域に根ざした団体として、一人暮らし高齢者、障がい者等の見守りや買い物、家事、移動等の支援、また、介護、子育て、災害時要援護者、生活困窮者に対する支援など、支援を必要とする当事者の視点に立った生活支援活動を行う住民主体のボランティアの育成・支援を行います。

(2) ボランティア・コーディネーターの養成及びスキルアップ

ボランティア活動をしたい（している）人・団体と、ボランティアの支援を求め人・団体とをつなぐ役割と、地縁活動、自助活動等地域の活性化に取り組む様々な人々の力を結集していく役割を持つボランティア・コーディネーターの養成及び資質の向上に努めます。

(3) 災害時におけるボランティア活動受入れ等の体制強化

新燃岳噴火災害や東日本大震災により、常在危機の意識やボランティアの重要性が改めて認識されました。災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの普及や研修の充実等に努めるとともに、地域の受援力^(注11)を高めるための取組を行います。

(注11) 【受援力】支援を受ける力。ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵など。地域外のボランティアの力をうまく引き出すことは、被災地の復興を早めるなど地域防災力を高めることにつながる。

ステップ2-1 仲間とともにステップアップ ～ NPO活動の促進 ～

一人ひとりがボランティアとして社会貢献することはとても重要で意義のあることですが、その力には一定の限界があります。同じ目的や使命感を持った人々が集まって団体として活動することで、組織ならではの課題解決力が発揮され、より高いミッションに取り組むことができ、地域社会に与える影響（社会貢献度）も大きくなります。

そこで、それぞれの活動が地域で認知され、多くの人の参加や支援を得て活動を継続していくために、県民のNPO活動に対する理解促進を図るとともに、NPO活動促進のための支援に取り組みます。

1 NPO活動に対する理解促進

地域で活躍しているNPOの情報を得ることは、社会貢献を意識するきっかけにもなります。情報化が進展し、インターネットやSNS^(注12)による情報収集が日常的になっている現在、そうしたツールを活用して団体が自ら積極的に情報を発信することが重要です。また、組織情報、財務情報等の公表は、金融機関等が融資を審査する場合や県民、企業等がNPOを寄附の対象として選択する際の判断材料にもなるため、意識して取り組む必要があります。

(1) NPOに関する情報の発信

NPOの基礎知識、NPO法人制度等に関して、宮崎県NPOポータルサイト^(注13)等を活用し、最新の情報を分かりやすく発信します。

(2) NPOの組織、財務情報等の情報公開の促進

情報公開の意義、重要性について啓発することでNPOが自ら取り組む情報公開を促進するとともに、宮崎県NPOポータルサイトにおける情報公開に取り組みます。

(注12) 【SNS】ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWebサイトのこと。

(注13) 【宮崎県NPOポータルサイト】県では、宮崎県NPOポータルサイトを平成23年度末に開設し、「NPO」「協働」「新しい公共」に関する様々な情報を掲載するとともに、NPO法人の事業報告書等のデータについて情報公開している。

2 NPO活動促進のための支援

NPOには、組織的・資金的に未成熟のものもあれば、組織的・資金的にもしっかりと高い事業遂行能力を有するものもあり、その発展段階は様々です。社会貢献活動の重要な担い手であるNPOの活動が自立的、継続的に行われるよう、発展段階に応じた支援に取り組みます。

(1) NPO活動に資する情報提供の充実

NPO活動の資金源となる民間企業や団体等による助成金情報や行政の事業公募情報、NPO制度改正に関する情報等について、県のポータルサイト等の活用により効果的な情報提供を行います。

(2) 相談体制の充実

活動をステップアップさせるための法人格取得に関する相談や法人化後の運営等に関する相談体制の充実を図ります。

(3) NPOの活動基盤の充実・強化

NPO活動を自立的・継続的に進めていくため、自治体の公募事業や助成財団の助成事業等に選定される企画力を身につけるためのスキルアップ研修を実施するなど、NPOの活動基盤の充実・強化を図ります。

(4) 寄附文化の醸成

NPO活動を寄附で応援することも社会貢献活動の一つであることについて啓発するなど、県民や企業の寄附を誘発する取組を行います。また、NPOに対しては、寄附者への適切な情報公開による顔の見える関係づくりの重要性について啓発を行うとともに、活動を分かりやすく伝え、信頼と支援を得るための会計報告のルールであるNPO法人会計基準や、寄附者への税制優遇措置によりNPO法人への寄附を促す認定NPO法人制度の普及を図ります。

(5) 中間支援組織等の連携強化

NPO活動を支援する中間支援組織や市町村が設置している市民活動支援センターの連携強化を図ります。

ステップ2-2

公益法人、社会福祉法人、企業等による社会貢献活動の促進

多様な主体の協働において、NPOのカウンターパート^(注14)となる公益法人、社会福祉法人、企業等（以下「企業等」という。）による社会貢献活動を促進するため、情報収集・発信や相談対応に取り組みます。

1 企業等の社会貢献活動に関する情報発信

福祉、環境、まちづくり等の分野で社会貢献活動に取り組んでいる企業等の事例やプロボノの活動事例等を収集・発信することにより、県民の関心を高めさらなる活動を促進するとともに、他の企業等の社会貢献活動の誘発を図ります。

2 企業等の社会貢献活動に関する相談対応

どのように社会貢献活動に取り組めばよいのか、活動を実施していく上での課題等についての相談対応に取り組みます。

(注14) 【カウンターパート】 対等の立場にある相手。

ステージ2 多様な主体による協働の促進・定着

NPO等や企業、行政といった多様な主体が、それぞれの特長をいかし協力・協調することによってより効果的に地域の課題解決に取り組めるよう、多様な主体間の協働を促進し、その定着を図ります。

ステップ1 協働に対する意識の改革

協働を促進するためには、行政、民間の双方が、協働の意義や効果等について正しく理解することが重要です。このため、行政側には、これまでの「公共は行政だけで担うもの」という考えを改めることから、民間側には、関心を持ってもらうことから協働に対する意識改革を図ります。

1 行政の意識改革

行政がNPO等に「公（おおやけ）」を開き、協働を進めていくために、職員の意識啓発やNPO等との交流による理解促進を図ります。

(1) 庁内推進体制を活用した意識啓発

庁内全所属に、多様な主体間の協働の推進を担う職員として「県民との協働」推進員を置き、当該職員を中心に研修を行うことで協働の意識を庁内に広めるとともに、副知事を会長とし部局長で構成する「宮崎県NPO・ボランティア活動支援連絡会議」において全庁的な連絡調整を行います。

(2) 協働に関する研修の充実

協働の意義、手法等について正しく理解し、実践できる職員を育成するための研修の充実を図ります。

(3) 協働に関する情報提供及び多様な主体との交流機会の提供

協働に対する理解を深めるため、職員に協働事例等の情報を提供するとともに、NPOや企業等との交流の場を設定します。

2 県民、NPO等、企業の意識改革

県民、NPO等、企業の意識改革を進めるために、協働についての関心を喚起するための広報・啓発や異なるセクター間の交流による理解促進を図ります。

(1) 協働についての関心を喚起するための広報・啓発

県内各地に出向いて、協働の意義や効果、事例等について紹介する県庁出前講座やパネル展等を開催することにより、県民、民間団体の協働についての関心を喚起する取組を行います。

(2) 協働に関する情報提供及び多様な主体との交流機会の提供

協働に関する情報を収集し、宮崎県NPOポータルサイトを活用した情報提供の充実に努めるとともに、異なるセクター同士の交流の場を設定します。

ステップ2 多様な主体間の協働の促進・定着

NPO、行政、企業、公益法人等の多様な主体が、お互いの立場を尊重しながら協働を進めていけるように、相互理解の促進や多様な主体がつながる環境づくりに取り組みます。

1 相互理解の促進

NPO、行政、企業、公益法人等は、それぞれ独自の価値観や特長を持っています。協働を進めていくためには、お互いの考え方や立場の違いを理解・尊重し、また、批判を受容し合いながら、自立、対等、相互補完の関係を構築していくことが重要です。

このため、情報の共有化、交流・意見交換の場の設定及び相互評価の仕組みづくりを行うことによって、相互理解の促進を図ります。

(1) 情報の共有化

良好なパートナーシップを築くため、ホームページやメールマガジン等を活用することで、お互いに情報の公開・提供を行い、情報の共有化を図ります。

(2) 多様な主体間の交流、意見交換の場の設定

NPO、行政、企業、公益法人等が交流し、情報交換、意見交換ができる場を設定し、多様な主体間の意思疎通を図ります。

(3) 多様な主体間の相互評価の仕組みづくり

多様な主体の協働を発展的に進めるためには、それぞれが相互に評価を行い、課題を改善しながら次の事業に反映していくことが重要であることから、その仕組みを整備します。

2 多様な主体がつながる環境づくり

異なる価値観を持つ多様な主体の協働を促し、その定着を図るため、出会いの機会の創出による連携支援や中間支援組織によるコーディネート^(注15)の促進、協働事業マニュアルを活用したモデル的な協働事業の実践に取り組みます。

(1) 出会いの機会の創出による連携支援

ボランティアセンター、市民活動支援センター等の関係機関と連携しながら、みやぎ県民協働支援センター^(注15)で行う地域づくり活動等についての助言や支援、各種団体・活動等の情報提供、地域づくりを担う団体・人材の育成を図る研修会等を通じて出会いの機会を創出することにより、多様な主体間の連携を支援します。

(注15) 【みやぎ県民協働支援センター】平成24年9月に、宮崎駅前の宮崎グリーンスフィア壺番館（通称、KITEN）の3階に県が開設した施設。県民・民間団体・企業・行政が共に手を取り、明日の宮崎の活力を生み出す場として、人・団体・地域を結び、地域づくりを推進していくこととしている。

(2) 中間支援組織によるコーディネート促進

多様な主体に関するデータや情報の提供等により、NPOについて精通している各地の中間支援組織によるコーディネートを促進します。

(3) モデル的な協働事業の実践

県と多様な主体との協働の定着を図るため、多様な主体から事業の提案を求めて県と協働で実施する提案公募型事業など、モデル的な協働事業の実践に取り組みます。

なお、協働の実践にあたっては、協働を進めるプロセスやポイントを詳細に解説した「みやざき協働事業マニュアル」を活用することとします。

宮崎県総合計画(長期ビジョン)における基本方針の位置付け

分野	将来像	施策の柱	
A 人づくり	1 安心して子どもを生み、育てられる社会	(1) 子育て支援の充実	
		(2) 子ども・若者の権利擁護と自立支援	
	2 未来を担う人材が育つ社会	(1) 県民総ぐるみによる教育の推進	
		(2) 生きる基盤を育む教育の推進	
		(3) 自立した社会人・職業人を育む教育の推進	
		(4) 魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実	
	3 生涯を通じ活躍し挑戦できる社会	(1) 生涯学習の振興	
		(2) スポーツの振興	
		(3) 文化の振興	
	4 多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会	(1) 男女共同参画社会の推進	
		(2) 高齢者が活躍する社会の推進	
		(3) NPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進	
		(4) 国際化への対応	
		(5) 人権意識の高揚と差別意識の解消	
	B くらしづくり	1 生き生きと暮らせる健康・福祉の社会	(1) 健康づくりの推進
			(2) みんなで支え合う福祉社会の推進
2 自然と共生した環境にやさしい社会		(1) 低炭素・循環型社会への転換	
		(2) 良好な自然環境・生活環境の保全	
		(3) 環境にやさしい社会の基盤づくり	
3 安心して生活できる社会		(1) 安心して快適な生活環境の確保	
		(2) 快適で人にやさしい生活・空間づくり	
		(3) 地域交通の確保	
		(4) 情報通信基盤の充実及び利活用の促進	
		(5) 中山間地域の活性化	
		(6) 連携・協働による魅力ある地域づくり	
4 安全な暮らしが確保される社会		(1) 危機管理体制の確保	
		(2) 安全で安心な県土づくり	
		(3) 安全で安心なまちづくり	
		(4) 交通安全対策の推進	
C 産業づくり		1 多様な連携による新たな産業が展開される社会	(1) 産業間・産学官連携による新事業・新産業の展開
	(2) 社会的な課題への対応		
	2 魅力ある農林水産業が展開される社会	(1) 農業の成長産業化への挑戦	
		(2) 持続可能な森林・林業の振興	
		(3) 水産業の振興	
	3 創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会	(1) 工業の振興	
		(2) 商業・サービス業の振興	
	4 活発な観光・交流による活力ある社会	(1) 観光の振興	
		(2) 県境を越えた交流・連携の推進	
	5 経済・交流を支える基盤が整った社会	(1) 産業を支える人材の育成・確保	
		(2) 就業支援と職場環境整備	
		(3) 交通ネットワークの整備・充実	

部門別計画等

みやざき社会貢献活動促進基本方針

※宮崎県総合計画の長期ビジョン(平成23年3月策定)は、20年後の平成42年に本県が目指す将来像を描くとともに、長期的に見た場合の重要課題に対応していくための「長期戦略」や「分野別施策」の基本的な方向性を示すものである。

策 定 経 過

年 月 日	事 項
平成24年 8月22日	第1回外部有識者からの意見聴取会 ・名称、構成等について意見聴取
9月 4日	第1回宮崎県NPO・ボランティア活動支援連絡会議 ・名称、構成等について協議
9月20日	9月定例県議会 総務政策常任委員会 ・概要報告
11月 5日	第2回外部有識者からの意見聴取会 ・素案について意見聴取
11月20日	第2回宮崎県NPO・ボランティア活動支援連絡会議 ・素案協議
12月 4日	11月定例県議会 総務政策常任委員会 ・素案報告
12月10日 ～ 1月11日	パブリックコメント手続
平成25年 1月23日	第3回外部有識者からの意見聴取会 ・最終案について意見聴取
2月19日	第3回宮崎県NPO・ボランティア活動支援連絡会議 ・最終案協議・決定
2月22日	2月定例県議会（議案提出）

